

事業認定申請の手引きの概要について①

- 地方公共団体等が行う小規模事業について、これまで「使いづらい」「使えない」と思われていた収用を必要に応じて活用できるよう、収用の必要性の説明手法などを、約100のQA・事例や20のそのまま参考とできるような申請書類の記載例を用いてきめ細く提示。
- 申請を検討している具体の事業について相談のできる窓口を本省・地方整備局等に設置。

(例1) 歩道整備事業

「通学路の歩道が少し途切れていて危険。拡幅したいが、小規模だし収用はできないだろう・・・」

危険であるものの実際の事故は発生していない場合や、事例があまり知られていない小規模事業について、収用は難しいとの認識



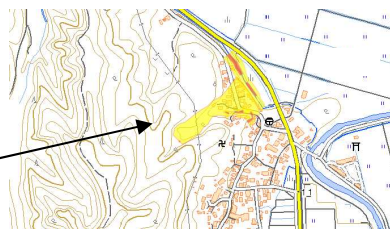
収用の必要性(交通事故の危険性)について、事故件数のほか、通学路に指定されていることを用いても説明できることを提示

小規模事業の申請書の記載例を掲載し、小規模事業でも事業認定を受けられることを明確化

(例2) 被災履歴のない砂防事業

「土砂災害の被害が具体的に想定されていて危険。対処したいが、実際の被災履歴がないと、収用はできないのでは・・・」

行政上の区域指定があるものの過去の被災履歴がない場合について、収用は難しいとの認識



土砂災害警戒区域

収用の必要性(土砂災害の危険性)について、被災履歴のほか、土砂災害警戒区域に指定されていることを用いても説明できることを提示

事業認定申請の手引きの概要について②

(本文の構成)

- I. 事業認定の概要
 - 1. 事業認定とは
 - 2. 事業認定手続の概略
- II. 事業説明会
- III. 事業認定の申請
 - 1. 事業認定の申請時期
 - 2. 事業認定の申請単位
 - 3. 事業認定庁に提出する書類
事業認定申請書、事業計画書等
- IV. 審査に当たり説明が必要となる事項
 - 1. 法第20条第1号要件の適合性の説明
収用適格事業、関連事業該当性の説明
 - 2. 法第20条第2号要件の適合性の説明
申請事業を遂行する意思を有することの説明等
 - 3. 法第20条第3号要件の適合性の説明
 - (1) 事業計画の技術基準適合性
道路構造令や河川管理施設等構造令の運用の範囲内であることの説明等
 - (2) 申請事業の施行により得られる公共の利益
 - (3) 申請事業の施行により失われる利益
 - (4) 代替案との比較
 - 4. 法第20条第4号要件の適合性の説明
収用する範囲が必要な範囲に存することの説明等
- V. 事業認定の効力の期限
(共有者多数の場合等の)手続保留の活用等

事業認定申請の流れに沿って手続の概略、ポイント等を解説

事業の種類毎に収用の必要性の説明手法の考え方を提示

- ① 交差点改良事業
(小規模事業でも可。以下同じ。)
- ② 混雑緩和目的の道路事業
- ③ 歩道整備事業
- ④ 災害危険箇所回避目的の道路事業
- ⑤ 線形改良目的の道路事業
- ⑥ スマートIC整備事業
- ⑦ 高速道路ネットワーク整備事業
- ⑧ 治水目的の河川事業
(激特等における暫定整備でも可)
- ⑨ 利水目的の河川事業
- ⑩ 海岸事業
- ⑪ 砂防事業
- ⑫ 農道整備事業
- ⑬ 臨港道路整備事業
- ⑭ 都市高速鉄道の仮線

※<公益性等の説明事例集>にて、より詳細な説明例を提示

※<事業認定申請書及び事業計画書の事例集>にて、そのまま参考とできるような記載例を紹介

起業者からの声を踏まえ、ポイントとなる事項をQA式で記載

細かな留意点等も脚注で解説

(本文記載例)

(2) 申請事業の施行により得られる公共の利益
事業計画等により得られる公共の利益が相当程度存することを説明することが必要であり、
・申請事業を実施する理由として、現在生じている具体的な不利益や損失(又は将来的に発生すると予想される不利益や損失)
・申請事業の施行により見込まれる効果
を中心に事業計画の適正性、合理性を示すこととなります。具体的には、各申請事業の内容に応じ大きく異なるため、以下に代表的な申請事業について説明すべき事項の大意を示します。本手引きにて紹介する事業認定申請書及び事業計画の例も参考にしてください。

① 交差点改良事業

混雑緩和を目的とする事業の場合には、交差点の混雑状況を道路交通センサ等に基づく混雑度又は独自に調査した最大渋滞長⁴⁾・最大通過時間⁵⁾により説明します(説明事例 22 参照)。

また、事業の効果として交差点の混雑状況がどの程度緩和されるかを説明します。その際、現道を拡幅する場合には現道拡幅後の混雑度等を示しながら説明します。

交通事故の防止を目的とする事業の場合には、交通量、道路構造令の基準を充足していない状況(右折車線未設置等)等を説明するとともに、現道における交通事故の発生状況(道路構造令の基準を充足しない箇所における事故発生件数や事故類型等)⁶⁾等を用いて交通事故発生危険性⁷⁾を説明します(説明事例 23 参照)。

事業の効果は、当該道路事業の施行によりどの程度交通の安全性が高まるかであり、当該道路事業施行後における道路構造令に定める基準の充足状況や、安全性の向上等について説明します。

Q. IV-14 規模の小さい事業でも事業認定を受けられますか？

A. IV-14 事業規模の大小にかかわらず事業認定は受けられます。なお、交差点改良事業に限らず、以下に挙げられている歩道を整備する道路事業、線形改良を目的とする道路事業等の事業においても同様です。

Q. IV-15 計画交通量はいつ時点のものを用いるのですか？

⁴⁾ 渋滞長とは、1回の信号待ちで通過できずに残っている車列の長さのことをいう。

⁵⁾ 通過時間とは、渋滞時の交差点通過時間のことをいう。

⁶⁾ 使用するデータの出典は特段決まっていなくても、一般財団法人交通事故総合分析センター(イタルダ)によるデータの活用が可能。

⁷⁾ 「③歩道を整備する事業」を参照のこと。

